年度モニタリング(令和4年度)

施設名称	南部児童センター 根郷学童保育所外6学童保育所
施設概要	
施設の設置目的	児童センターは、児童福祉法に規定された児童厚生施設であり、地域の児童に健全な遊びを与え、その健康を増進し、情操を豊かにすることを目的として設置された施設である。 学童保育所は、保護者が就労等により昼間家庭にいない児童に、授業の終了した放課後及び長期休業その他学校休業日、土曜日等において、家庭に代わる生活の場を提供し、適切な遊びや指導を通して、児童の健全育成を図るとともに、子育てと仕事の両立を支援することを目的とする。
指定管理者	社会福祉法人 愛光
指定期間	平成31年4月1日から令和6年3月31日まで(5年間)
委託料	641, 383, 742円 (令和4年度支払額 130, 123, 165円)
市所管課	こども支援部こども保育課
第三者	南部児童センター運営委員会

①業務点検

評価	説明
S (優良)	適格に実施され、特に優れた成果が認められる。
A (適格)	適格に実施されている。
B (概ね適格)	適格に実施されているが、改善の余地がある。
C (要改善)	適格に実施されておらず、ただちに改善する必要がある。
- (該当なし)	該当する事例がない。または、評価することができない。

※記載箇所欄について、業務基準書が2種類あるため、児童センターの基準書の記載箇所を記載 することとし、ページ数が異なる場合には学童保育所の記載箇所を追記の上で(学)を記載する。

I 業	業務に関する基準					
1 基	本事項					
開	 開所(館)時 	開所(館)時間が厳守され、速やかに業務が開始されているか。				
所()	指定管理者	佐倉市	特記事項			
館 時	Α	Α				
間	記載箇所	業務基準書	Ⅱ 業務に関する基準 Ⅱ - 1 基本事項(3)開所時間及び休所日			
	管理範囲が原	世理範囲が厳守され、利用者を妨げることはないか。				
管理範	指定管理者	佐倉市	特記事項			
範 囲	Α	Α				
	記載箇所	業務基準書	Ⅱ 業務に関する基準 Ⅱ −1 基本事項(2)管理範囲			
	正当な理由なく利用者の利用を制限していないか。					
利用制限	指定管理者	佐倉市	特記事項			
	Α	Α				
	記載箇所	業務基準書	Ⅱ 業務に関する基準 Ⅱ -1 基本事項(4)利用者の範囲(5)利用の制限			

	ī			
適正	利用•減免等	の手続は規2	定に則って行われているか。	
	指定管理者	佐倉市	特記事項	
利用	А	Α		
	記載箇所	業務基準書	Ⅲ 業務に関する基準Ⅲ -1 基本事項(6)使用料Ⅲ -3 施設運営業務に関する基準(2)利用料金の徴収に関する業務(学)	
	利用料金の流	咸免の基準、	範囲・件数は適正か。	
利	指定管理者	佐倉市	特記事項	
用料金	Α	Α		
	記載箇所	業務基準書	Ⅱ 業務に関する基準Ⅱ -1 基本事項(6)使用料Ⅱ -3 施設運営業務に関する基準(2)利用料金の徴収に関する業務(学)	
	関連規程を理解し、法令遵守が確保されているか。			
法令	指定管理者	佐倉市	特記事項	
遵 守	Α	Α		
	記載箇所	業務基準書	Ⅱ 業務に関する基準 Ⅱ −1 基本事項 (7)法令遵守(コンプライアンス) Ⅱ −1 基本事項 (5)法令遵守(コンプライアンス)(学)	
2 維	持管理業務に	関する基準		
	屋内・屋外と	もに美観が維	持されているか。	
清掃	指定管理者	佐倉市	特記事項	
	Α	Α		
	記載箇所	業務基準書	Ⅱ -2 施設維持管理業務に関する基準(1)清掃業務(2)廃棄物処理業務(3)環境衛生業務(5)景観維持業務(7)修繕(購入・調達)業務Ⅱ-2 施設維持管理業務に関する基準(1)清掃業務(2)廃棄物処理業務(4)景観維持業務(6)修繕(購入・調達)業務(学)	

清掃	 清掃は利用 	者の妨げにな	らない時間帯に行っているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項		
	Α	Α			
	記載箇所	業務基準書	Ⅱ -2 施設維持管理業務に関する基準(1)清掃業務		
	定期清掃は規定の回数・基準を達成しているか。				
 	指定管理者	佐倉市	特記事項		
掃	А	Α			
	記載箇所	業務基準書	Ⅱ - 2 施設維持管理業務に関する基準(1)清掃業務①床の清掃②窓 ガラス清掃		
	 適正な方法((分別等)と頻	度により廃棄されているか。		
廃 棄 物	指定管理者	佐倉市	特記事項		
- 初 - 処 - 理	Α	Α			
	記載箇所	業務基準書	Ⅱ - 2 施設維持管理業務に関する基準(2)廃棄物処理業務		
	廃棄物の減量に務めているか。 				
廃 棄 物	指定管理者	佐倉市	特記事項		
- 初 - 処 - 理	Α	Α			
	記載箇所	業務基準書	Ⅱ -2 施設維持管理業務に関する基準(2)廃棄物処理業務		
環境衛生	必要な検査等	等は規定の回]数・基準を達成しているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項		
衛 生	Α	Α			
	記載箇所	業務基準書	Ⅱ -2 施設維持管理業務に関する基準(3)環境衛生業務		

環境衛生	 快適に利用 ⁻ 	できる環境とな	なっているか。			
	指定管理者	佐倉市	特記事項			
	Α	Α				
	記載箇所	業務基準書	Ⅱ -2 施設維持管理業務に関する基準(3)環境衛生業務			
	公共料金は滞りなく支払われているか。					
公共料金支	指定管理者	佐倉市	特記事項			
金支払	Α	Α				
14	記載箇所	業務基準書	Ⅱ -2 施設維持管理業務に関する基準(4)公共料金支払業務Ⅱ -2 施設維持管理業務に関する基準(3)公共料金支払業務(学)			
	屋外の景観だ	が維持されて	いるか。			
景観	指定管理者	佐倉市	特記事項			
維持	A	A				
	記載箇所	業務基準書	II - 2 施設維持管理業務に関する基準(5)景観維持業務 II - 2 施設維持管理業務に関する基準(4)景観維持業務(学)			
	備品管理台向	備品管理台帳が整備され、適切に記録されているか。 				
備品	指定管理者	佐倉市	特記事項			
備品管理	Α	Α				
	記載箇所	業務基準書	II - 2 施設維持管理業務に関する基準(6)備品管理業務 II - 2 施設維持管理業務に関する基準(5)備品管理業務(学)			
備品	利用に支障を	をきたす状態	のまま放置されていないか。			
	指定管理者	佐倉市	特記事項			
品管理	Α	Α				
	記載箇所	業務基準書	II - 2 施設維持管理業務に関する基準(6)備品管理業務 II - 2 施設維持管理業務に関する基準(5)備品管理業務(学)			

	 適切に修繕る 	を行うとともに	、市への報告を行っているか。			
145	指定管理者	佐倉市	特記事項			
修	А	S	(市)市が予算の都合で対応ができないものについても指定管理 者側で積極的に修繕を行い、利用者に支障が出ないよう対応し てくれています。			
	記載箇所	業務基準書	II - 2 施設維持管理業務に関する基準(7)修繕(購入・調達)業務 II - 2 施設維持管理業務に関する基準(6)修繕(購入・調達)業務 (学)			
	利用に支障を	利用に支障をきたす状態のまま放置されていないか。				
修	指定管理者	佐倉市	特記事項			
繕	A	Α				
	記載箇所	業務基準書	II - 2 施設維持管理業務に関する基準(7)修繕(購入・調達)業務 II - 2 施設維持管理業務に関する基準(6)修繕(購入・調達)業務 (学)			
	消耗品の補	充・管理は適∶	正に行われているか。			
 修	指定管理者	佐倉市	特記事項			
繕	Α	Α				
	記載箇所	業務基準書	II - 2 施設維持管理業務に関する基準(7)修繕(購入・調達)業務 II - 2 施設維持管理業務に関する基準(6)修繕(購入・調達)業務 (学)			
	入退者管理、	施錠管理、迫	巡視等は適切に行われているか。			
荷久	指定管理者	佐倉市	特記事項			
警備	А	Α				
	記載箇所	業務基準書	II - 2 施設維持管理業務に関する基準(9)警備業務①日常警備②夜間及び休所日警備 II - 2 施設維持管理業務に関する基準(7)警備業務①日常警備②夜間及び休所日警備(学)			
	夜間•休所日	警備に支障	はないか。			
警 開 備	指定管理者	佐倉市	特記事項			
	A	Α				
	記載箇所	業務基準書	II -2 施設維持管理業務に関する基準(9)警備業務②夜間及び休所 日警備			
	法定点検その他定期点検を遅延なく確実に実施しているか。					

 保	指定管理者	佐倉市	特記事項	
守点検	А	Α		
快	記載箇所	業務基準書	Ⅱ-2 施設維持管理業務に関する基準(10)自家用電気工作物保安管理業務(11)業務用空調機器点検業務(12)その他各種設備保守点検業務 Ⅱ-2 施設維持管理業務に関する基準(8)業務用冷凍空調機器点検業務(9)その他各種設備保守点検業務(学)	
	点検によって	発見されたる	下具合の報告を適切に行っているか。 -	
 保	指定管理者	佐倉市	特記事項	
守点	S	S	日々の点検作業のみならず、業者によって発見された不具合については、必ず担当課へ報告するとともに、リスク分担に沿って、早急な改善に努めてきました。	
検	記載箇所	業務基準書	Ⅱ-2 施設維持管理業務に関する基準(10)自家用電気工作物保安 管理業務(11)業務用空調機器点検業務(12)その他各種設備保守点	
	施設内・施設外に危険箇所はないか。			
安全	指定管理者	佐倉市	特記事項	
全点検	S	А	利用者の動向に合わせ、混雑時には建物内外の巡回回数を増やし、リスクの予防に努めております。万が一、危険個所があれば立ち入り制限等を設け、迅速な修繕、営繕を行ってまいりました。	
	記載箇所	業務基準書	Ⅱ -2 施設維持管理業務に関する基準(13)駐車場·共用部分管理業務	
	避難経路や	肖防設備の何	け近に障害物はないか。	
安全点検	指定管理者	佐倉市	特記事項	
点 検	А	Α		
	記載箇所	業務基準書	Ⅱ -2 施設維持管理業務に関する基準(12)その他各種設備保守点 検業務(13)駐車場・共用部分管理業務	

	 設備の損傷 ²	や危険物、違	法駐車はないか。	
 駐	指定管理者	佐倉市	特記事項	
駐車場	А	Α		
	記載箇所	業務基準書	Ⅱ -2 施設維持管理業務に関する基準(12)その他各種設備保守点検業務(13)駐車場・共用部分管理業務Ⅱ -2 施設維持管理業務に関する基準(9)その他各種設備保守点検業務(10)駐車場管理業務(学)	
	事故∙盗難等	の発生につい	いて市への報告を怠っていないか。	
馬主	指定管理者	佐倉市	特記事項	
駐車場	Α	Α		
	記載箇所	業務基準書	Ⅱ-2 施設維持管理業務に関する基準(12)その他各種設備保守点 検業務(13)駐車場・共用部分管理業務 Ⅱ-2 施設維持管理業務に関する基準(9)その他各種設備保守点検 業務(10)駐車場管理業務(学)	
3 施	3 施設運営業務に関する基準			
	使用許可や利用料金徴収の手続きは適正に行われ、迅速かつ円滑か。			
利田田	指定管理者	佐倉市	特記事項	
用手続	Α	Α		
	記載箇所	業務基準書	学童 II -3 施設運営業務に関する基準(1)学童保育所の入所の承諾等に関する業務(2)利用料金の徴収に関する業務①利用料金徴収業務②利用料金等の周知③利用料金の額④利用料金の減免⑤利用料金の滞納者に対する対応業務	
∓ıl	出納簿等は	整備されてい	るか。	
利 用 料	指定管理者	佐倉市	特記事項	
用料金徴収	Α	Α		
4X	記載箇所	業務基準書	学童 II -3 施設運営業務に関する基準(2)利用料金の徴収に関する業務①利用料金徴収業務②利用料金等の周知③利用料金の額④利用料金の減免⑤利用料金の滞納者に対する対応業務	

ŦII	現金は必要は	最小限とし、盗	S難·紛失等のないよう管理されているか。	
利 用 料	指定管理者	佐倉市	特記事項	
金徴収	А	Α	利用料金の銀行振替での収納ができない場合は、指定管理者の手数料負担で、コンビニでの収納ができるようにしているので、直接現金を取り扱うことはありません。	
4X	記載箇所	業務基準書	学童 II -3 施設運営業務に関する基準(2)利用料金の徴収に関する業務①利用料金徴収業務②利用料金等の周知③利用料金の額④利用料金の減免 ⑤利用料金の滞納者に対する対応業務	
利	利用料金の額	額、支払方法	、減免基準等について、周知は十分か。	
用料	指定管理者	佐倉市	特記事項	
金 徴 収	А	Α	利用料金の収納が遅延した場合、その旨を通知するとともに、コンビニでの支払いができるよう、収納伝票も同封しています。	
12	記載箇所	業務基準書	学童Ⅱ-3 施設運営業務に関する基準(2)利用料金の徴収に関する業務① 利用料金徴収業務②利用料金等の周知③利用料金の額④利用料金の減免 ⑤利用料金の滞納者に対する対応業務	
物	物品販売、客 なっていない		広告物の掲示・配布等の許可が適切に行われ、利用者の妨げと	
品販売	指定管理者	佐倉市	特記事項	
等許	Α	Α		
可	記載箇所	業務基準書	Ⅱ -3 施設運営業務に関する基準(8)物品販売等許可業務	
	日報や各種記録(文書・画像・音声・映像等)を行い、整理しているか。			
記録業	指定管理者	佐倉市	特記事項	
│ 業 │ 務 │	А	Α		
	記載箇所	業務基準書	Ⅱ -3 施設運営業務に関する基準(9)記録業務Ⅱ -3 施設運営業務に関する基準(6)記録業務	
	利用者への打	掲示物·案内 [€]	等はわかりやすく用意されているか。 -	
上 広 報 活	指定管理者	佐倉市	特記事項	
活 動	Α	Α		
	記載箇所	業務基準書	Ⅱ -3 施設運営業務に関する基準(10)広報活動 Ⅱ -3 施設運営業務に関する基準(7)広報活動(学)	

広報	各種広報活動	動により利用	者への周知が図られているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項		
報活動	Α	Α			
	記載箇所	業務基準書	II -3 施設運営業務に関する基準(10)広報活動 II -3 施設運営業務に関する基準(7)広報活動(学)		
	パンフレット・チラシ等の在庫切れはないか。				
広報	指定管理者	佐倉市	特記事項		
報活動	Α	Α			
	記載箇所	業務基準書	Ⅱ -3 施設運営業務に関する基準(10)広報活動 Ⅱ -3 施設運営業務に関する基準(7)広報活動(学)		
	Webサイトは	利用しやすく	、適宜更新されているか。		
広報	指定管理者	佐倉市	特記事項		
報活動	Α	Α			
	記載箇所	業務基準書	Ⅱ -3 施設運営業務に関する基準(10)広報活動 Ⅱ -3 施設運営業務に関する基準(7)広報活動(学)		
	意見·要望·苦情等の受付手段及び機会は適切か。 				
意見	指定管理者	佐倉市	特記事項		
見 等 受 付	Α	Α			
	記載箇所	業務基準書	Ⅱ -3 施設運営業務に関する基準(11)意見・要望・苦情受付Ⅱ -3 施設運営業務に関する基準(8)意見・要望・苦情受付(学)		
意見	受け付けた意	意見・要望・苦	情等を記録し、改善に努めているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項		
意見等受付	Α	Α			
,,	記載箇所	業務基準書	II -3 施設運営業務に関する基準(11)意見・要望・苦情受付 II -3 施設運営業務に関する基準(8)意見・要望・苦情受付(学)		

	相談内容及征	び個人情報の	保護は徹底されているか。	
相談業	指定管理者	佐倉市	特記事項	
業務	Α	Α		
	記載箇所	業務基準書	Ⅲ-6 個人情報保護·情報公開·情報管理に関する基準(1)守秘義務(2)個人情報保護①個人情報保護の責務③個人情報の開示等	
	相談事業の	利用方法につ	いて周知は十分か。	
相談業	指定管理者	佐倉市	特記事項	
業 務	S	Α	広報紙「みなみかぜ」をはじめとして、HP上やポスター等で案内しています。また、利用者との日々のやり取りの際に状況に応じて案内するなど、気軽に相談できる、しやすい体制を敷いています。	
	記載箇所	業務基準書	Ⅱ -3 施設運営業務に関する基準(2)子育て支援に関する業務	
	事前に計画	書を文書で市	に提出し、承諾を得た上で実施し、実施後適切に報告を行ってい	
企画	指定管理者	佐倉市	特記事項	
事業	A	Α		
	記載箇所	業務基準書	Ⅱ -3 施設運営業務に関する基準	
	企画事業の内容、実施回数、参加費の額は適切か。			
企画事業	指定管理者	佐倉市	特記事項	
事業	А	Α		
	記載箇所	業務基準書	Ⅱ -3 施設運営業務に関する基準	
	拾得物台帳	を作成し、拾谷	号物を所轄の警察署に届けているか。 -	
留意事項	指定管理者	佐倉市	特記事項	
事 項 	Α	Α		
	記載箇所	業務基準書	Ⅱ -3 施設運営業務に関する基準(12)その他留意事項 Ⅱ -3 施設運営業務に関する基準(9)その他留意事項(学)	

	管理運営の実施等に関する市の調査に協力しているか。					
留意事項	指定管理者	佐倉市	特記事項			
事項	А	Α				
	記載箇所	業務基準書	Ⅱ -3 施設運営業務に関する基準(12)その他留意事項 Ⅱ -3 施設運営業務に関する基準(9)その他留意事項(学)			
4 経	理事項に関す	-る基準				
	区分会計に。	より独立した帕	長簿及び預金口座で管理しているか。			
区分	指定管理者	佐倉市	特記事項			
会 計	Α	Α				
	記載箇所	業務基準書	II -4 経理事項に関する基準(1)財務事務処理規程の整備(2)区分会計(3)帳簿管理①帳簿書類等の保存②帳簿書類等の提出及び調査協力			
	帳簿書類等は適切に保存されているか。					
帳簿	指定管理者	佐倉市	特記事項			
管理	Α	Α				
	記載箇所	業務基準書	II-4 経理事項に関する基準(1)財務事務処理規程の整備(2)区分会計(3)帳簿管理①帳簿書類等の保存②帳簿書類等の提出及び調査協力			
5 独	独自事業に関する基準					
	独自事業の	実施にあたり	、事前に計画書を提出しているか。			
事業計	指定管理者	佐倉市	特記事項			
計 画 	Α	Α				
	記載箇所	業務基準書	Ⅱ -5 独自事業に関する基準			

6 目	目的外業務に関する基準				
行政	目的外業務	(公衆電話設	置等)の実施にあたり、行政財産使用許可申請を行っているか。		
政財産使用	指定管理者	佐倉市	特記事項		
使 用 許	А	Α			
前	記載箇所	業務基準書	Ⅱ -6 目的外業務に関する基準		
行 政	目的外業務の	の実施による	利用者への妨げはないか。		
以財産使用	指定管理者	佐倉市	特記事項		
使 用 許	Α	Α			
可	記載箇所	業務基準書 Ⅱ -6 目的外業務に関する基準			
II 運	☑営体制・組織	に関する基準	集		
1 基	基本事項				
	業務従事者の労務に関し法令が遵守され、責任ある体制となっているか。				
労 務 責	指定管理者	佐倉市	特記事項		
責 任 	А	Α			
	記載箇所	業務基準書 Ⅲ-1 基本事項(1)労務責任			
	業務従事者が	から労務に関	する苦情等は出ていないか。		
労務責.	指定管理者	佐倉市	特記事項		
責 任 	А	Α			
	記載箇所	業務基準書	Ⅲ-1 基本事項(1)労務責任		

	労働時間の管理は適切になされているか。					
一 労 務 責 任	指定管理者	佐倉市	特記事項			
	Α	Α				
	記載箇所	業務基準書	Ⅲ-1 基本事項(1)労務責任			
	必要資格及7	び免許等が取	得されているか。			
資 格	指定管理者	佐倉市	特記事項			
· 免 許	Α	Α				
	記載箇所	業務基準書	Ⅲ-1 基本事項(2)資格等取得者の配置			
	必要な許認す	可及び届出等	が行われているか。			
許 認	指定管理者	佐倉市	特記事項			
等	Α	Α				
	記載箇所	業務基準書	Ⅲ-1 基本事項 (3)許認可及び届出等 Ⅲ-1 基本事項 (2)許認可及び届出等(学)			
2 実	実施体制に関する基準					
	業務主任担当者及びスタッフの人員配置は適切か。					
人員	指定管理者	佐倉市	特記事項			
人員配置	Α	Α				
	記載箇所	業務基準書	Ⅲ-2 実施体制に関する基準(1)施設長(2)人員配置(5)実施体制の準備			
	必要な訓練・	教育•研修等	が計画的に実施されているか。			
研修	指定管理者	佐倉市	特記事項			
修 等	Α	Α				
	記載箇所	業務基準書	Ⅲ-2 実施体制に関する基準(3)研修等の実施			

	指定管理者の団体本部との連絡体制は整備されているか。					
· 連 絡	指定管理者	佐倉市	特記事項			
体制	А	Α				
	記載箇所	業務基準書	Ⅲ-2 実施体制に関する基準(4)連絡体制の整備			
	職員(スタッフ	7)は名札及び	が清潔な服装を着用しているか。			
接	指定管理者	佐倉市	特記事項			
遇	А	Α				
	記載箇所	業務基準書	Ⅲ-2 実施体制に関する基準(6)接遇			
	職員(スタッフ	7)のあいさつ	が徹底され、親切・丁寧な対応がなされているか。			
接遇	指定管理者	佐倉市	特記事項			
遇	А	Α				
	記載箇所	業務基準書	Ⅲ-2 実施体制に関する基準(6)接遇			
з —	一部業務委託(再委託)に関する基準					
	再委託の範囲及び委託先の選定は適切か。					
委託範囲	指定管理者	佐倉市	特記事項			
節囲	Α	Α				
	記載箇所	業務基準書	Ⅲ-3 一部業務委託(再委託)に関する基準(1)一部業務委託(再委託)の制限(2)一部業務委託(再委託)の承認(3)一部業務委託(再委託)によるリスク 負担			
報	再委託の計画	画及び契約書	等について市へ提出しているか。			
	指定管理者	佐倉市	特記事項			
告	А	Α				
	記載箇所	業務基準書	Ⅲ-3 一部業務委託(再委託)に関する基準(1)一部業務委託(再委託)の制限(2)一部業務委託(再委託)の承認(3)一部業務委託(再委託)によるリスク 負担			

	1			
	再委託業務(の履行確認は	は適切に行われているか。	
履 行	指定管理者	佐倉市	特記事項	
確認	Α	Α		
	記載箇所	業務基準書	Ⅲ-3 一部業務委託(再委託)に関する基準(1)一部業務委託(再委託)の制限(2)一部業務委託(再委託)の承認(3)一部業務委託(再委託)によるリスク負担	
4 運	営協力体制に	関する基準		
	関係機関、団	団体、住民等と	と十分な連携が図られているか。	
協	指定管理者	佐倉市	特記事項	
力体制	S	Α	地区社協やまちづくり協議会、民生委員や児童委員と日常的に連携を図り、感染対策など現在のおける状況に合わせて地域の方々と交流を行いました。また、来館する子どもたちや学童を利用している子どもたちの様子から、民生委員や児童委員との連携を図ったり、子ども食堂や地域食堂の運営の協力をしてきました。	
	記載箇所	業務基準書	Ⅲ-4 運営協力体制に関する基準(1)学校及び地域との連携(2)保護者との連携(3)ボランティア等との連携(4)さくらんぼ園、南部地域福祉センター、南部保健センター、南部よもぎの園との連携 Ⅲ-4 運営協力体制に関する基準(1)保護者との連携(2)学校等との連携(3)地域住民・ボランティア等との連携(学)	
5 安:	全管理·危機	管理に関する	5基準	
	保守点検、巡視等は適切に行われているか。			
平	指定管理者	佐倉市	特記事項	
時	А	Α		
	記載箇所	業務基準書	Ⅲ-5 安全管理・危機管理に関する基準(1)平常時の予防体制(リスクマネジメント)維持管理業務基準表	
	危機管理計画	画及び危機管	『理マニュアル等は整備されているか。	
体制整備	指定管理者	佐倉市	特記事項	
	Α	Α		
	記載箇所	業務基準書	Ⅲ-5 安全管理・危機管理に関する基準(1)平常時の予防体制(リスクマネジメント)(2)事故・災害等発生時の対応(ダメージコントロール)	
常 時 	指定管理者 A 記載箇所 危機管理計 指定管理者 A	佐倉市 A 業務基準書 画及び危機管 佐倉市 A	特記事項 III - 5 安全管理・危機管理に関する基準(1)平常時の予防体制 クマネジメント)維持管理業務基準表 III マニュアル等は整備されているか。 特記事項 III - 5 安全管理・危機管理に関する基準(1)平常時の予防体制	

	非常時の連絡体制は確立されているか。					
体制	指定管理者	佐倉市	特記事項			
整備	Α	Α				
	記載箇所	業務基準書	Ⅲ-5 安全管理・危機管理に関する基準(2)事故・災害等発生時の対応(ダメージコントロール)(6)災害時等の施設利用			
事	事故•災害等	発生時は市	へ直ちに報告され、適切に対処したか。			
事故災害対	指定管理者	佐倉市	特記事項			
害 対応	Α	Α				
יטיו	記載箇所	業務基準書	Ⅲ-5 安全管理・危機管理に関する基準(2)事故・災害等発生時の対応(ダメージコントロール)(3)リスク分担(6)災害時等の施設利用			
	第三者への打	損害賠償は通	適切に行われているか。			
損害賠償	指定管理者	佐倉市	特記事項			
贈慣	Α	Α				
	記載箇所	業務基準書	Ⅲ-5 安全管理・危機管理に関する基準(4)第三者への損害賠償			
	必要な保険に加入し、その範囲は適正か。					
 保 険	指定管理者	佐倉市	特記事項			
加入	Α	А				
	記載箇所	業務基準書	Ⅲ-5 安全管理·危機管理に関する基準(5)保険等への加入①必須加入保険 ア 賠償責任保険 イ 傷害保険等 ②任意加入保険等③その他			
6 個	個人情報保護・情報公開・情報管理に関する基準					
	業務上知り得	鼻た秘密を他	人に漏らしていないか。			
守秘	指定管理者	佐倉市	特記事項			
守秘義務	Α	Α				
	記載箇所	業務基準書	Ⅲ-6 個人情報保護・情報公開・情報管理に関する基準(1)守秘義務			

/ =	個人情報保護条例に基づき、適切に処理されているか。				
個人情	指定管理者	佐倉市	特記事項		
報 保	Α	Α			
護	記載箇所	業務基準書	(2)個人情報保護①個人情報保護の責務②個人情報の取扱い		
	情報公開条件	列に基づき、i			
情 報	指定管理者	佐倉市	特記事項		
公開	Α	Α			
	記載箇所	業務基準書	(2)個人情報保護①個人情報保護の責務②個人情報の取扱い		
	総合的かつ和	責極的な情報	公開の推進が図られているか。		
情 報	指定管理者	佐倉市	特記事項		
公開	А	Α			
	記載箇所	業務基準書	(3)情報公開①情報公開の責務②管理文書等の開示		
	情報管理計画及び情報管理マニュアル等は整備されているか。				
情 報	指定管理者	佐倉市	特記事項		
報管理	Α	Α			
	記載箇所	業務基準書	Ⅲ-6 個人情報保護・情報公開・情報管理に関する基準(4)情報管理		
情報	情報セキュリ	ティ(コンピュ	ータウィルス対策等)は万全か。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項		
情 報 世	Α	Α			
	記載箇所	業務基準書	Ⅲ-6 個人情報保護・情報公開・情報管理に関する基準(4)情報管理		

7 事	事業計画及び事業報告に関する基準					
	事業計画及7	事業計画及び事業報告は規定どおりに提出されているか。				
	指定管理者	佐倉市	特記事項			
料提出	Α	В				
	記載箇所	業務基準書	エロー7 事業計画及び事業報告に関する基準(1)事業計画①年次計画書②独自事業計画書(2)事業報告①事業報告書(年次報告)②定期報告③独自事業報告④報告に基づく指示			
	事業計画及7	び事業報告の	内容に虚偽及び重大な誤りはないか。			
資 料	指定管理者	佐倉市	特記事項			
提出	Α	Α				
	記載箇所	業務基準書	Ⅲ-7 事業計画及び事業報告に関する基準			
8 連	連絡調整に関する基準					
	市との連絡会	≷議を適宜行	い、十分な調整は図られているか。			
連絡会議	指定管理者	佐倉市	特記事項			
	Α	Α				
	記載箇所	業務基準書	Ⅲ-10 連絡調整に関する基準			

指定管理者	佐倉市条例および規則、業務基準書に基づいて適正な管理・運営を心掛けて業務を遂行してきました。加えて、「根郷地区社会福祉協議会」や「まちづくり協議会」と協働し、地域の子育て支援のために徐々に交流イベントを再開してきました。また、法人組織の「南部地域包括支援センター」や「南部地域福祉センター」と、「認知症サポーター養成講座」の開設や「世代間交流」等の事業を実施しました。地域の小中学校との情報交換を行いながら、子どもたち一人ひとりに目を向け、子どもを中心とした地域の福祉課題に、地域の方々と一緒に取り組んできています。
佐倉市	業務基準書に基づき、適切な施設運営が行われていました。特に法人のスケールメリットを活かした各種事業はどれも魅力的であり、地域に根差した施設として大きな役割を果たしていると思われます。 事業報告等の提出が遅れることがありました。多忙な日常業務に加え書類提出は大変だとは思いますが、改善するようお願いいたします。

②利用状況等分析

児童センター	前年度 実績値	今年度 計画値	今年度 実績値	対前年度比(%)	対計画値比 (%)
延べ利用者数(人)	7,311	7,300	10,569	144.6%	144.8%

学童	前年度 実績値	今年度 計画値	今年度 実績値	対前年度比(%)	対計画値比(%)
利用料金収入(円)	19,834,500	23,550,264	21,866,500	110.2%	92.9%
減免件数(件)	80	_	109	136.3%	_
登録児童数 (根郷学童)	59	57	58	98.3%	101.8%
(第二根郷学童)	44	55	53	120.5%	96.4%
(山王学童)	36	34	39	108.3%	114.7%
(大崎台学童)	32	37	34	106.3%	91.9%
(寺崎学童)	69	74	71	102.9%	95.9%
(弥富学童)	19	20	16	84.2%	80.0%
(和田学童)	22	19	18	81.8%	94.7%

指定管理者	児童センターは、新型コロナウイルス感染症の流行以降、長い間中止としていた遠足やうんどう会などの大きなイベントを徐々に再開し、回を重ねるごとにリピーターの積み重ねも見られ年間来館者の増加が顕著に表れました。入館人数制限の緩和、閉館時間の延長なども来館者増加の要因となっております。登録児童数が増加している学童保育所について、できる限り入所を希望する利用者の受け入れができるよう、保育室のレイアウト変更等を行い対応を図ってまいりました。
佐倉市	児童センターでは、利用制限の緩和もあり昨年度に比べ利用者が大幅に増加しました。制限の緩和があったとはいえ感染対策を行いながらの事業実施は大変苦労されたと思います。 学童保育所では、児童が増加傾向にある学区を抱えていましたが、その中でも一人でも多くの児童を受け入れられるよう様々な努力をしていただきました。

③経営分析

児童センター	前年度 実績値	今年度 計画値	今年度 実績値	対前年度比 (%)	対計画値比 (%)
収入(円)	61,557,574	61,757,574	63,884,574	103.8%	103.4%
支出(円)	61,558,306	73,699,562	69,774,019	113.3%	94.7%
収支(円) 〈収入-支出〉	-732	-11,941,988	-5,889,445	804569.0%	49.3%
人件費比率(%) 〈人件費/支出〉	49.7	49.9	52.3	I	-
再委託費比率(%) 〈再委託費合計/支出〉	14.5	18.0	12.9	I	-
利用者当たり管理コスト(円) (支出/延べ利用者数)	8,420	6,973	6,602	78.4%	94.7%
利用者当たり市負担コスト (円) (委託料/延べ利用者数)	8,420	5,843	6,045	71.8%	103.5%

学童保育所	前年度 実績値	今年度 計画値	今年度 実績値	対前年度比 (%)	対計画値比 (%)
収入(円)	91,815,773	95,637,655	94,023,391	102.4%	98.3%
支出(円)	82,113,908	92,588,890	87,893,395	107.0%	94.9%
収支(円) 〈収入-支出〉	9,701,865	3,048,765	6,129,996	63.2%	201.1%
利用料金比率(%) 〈利用料金収入/収入〉	27.8	24.6	23.3	-	-
人件費比率(%) 〈人件費/支出〉	83.5	82.7	86	-	-
再委託費比率(%) 〈再委託費合計/支出〉	5.7	3.1	2.9	-	-
利用者当たり管理コスト(円) (支出/登録児童数)	292,220	320,376	304,129	104.1%	94.9%
利用者当たり市負担コスト (円) (委託料/登録児童数)	243,427	229,628	229,891	94.4%	100.1%

全体	前年度 実績値	今年度 計画値	今年度 実績値	対前年度比 (%)	対計画値比 (%)
収入(円)	153,373,347	157,395,229	157,907,965	103.0%	100.3%
支出(円)	143,672,214	166,288,452	157,667,414	109.7%	94.8%
収支(円) 〈収入-支出〉	9,701,133	-8,893,223	240,551	2.5%	-

指定管理者	南部保健福祉センターの建物管理業務を行っている児童センターの支出額は、 光熱水費高騰による影響を大きく受け増加となりました。 児童センター、学童保育所とも、災害時対策物品としての蓄電池を購入したり、古 くなったマットの入れ替えを行うなど、積極的に備品を取り揃えてまいりました。 また、人件費については、感染症対策のための清掃・消毒の職員勤務時間相当 分が増加内訳の主となっております。
佐倉市	児童センターについては、昨年度に比べ支出額が大幅に増額となっています。光熱水費の高騰や感染対策に係る費用の増加等による影響は仕方がないことだと思われますが、計画の段階で全体の収支がマイナスとなっているのは見直す必要があると思われます。結果的に実績はプラスにはなっていますが、予測不能の事態に備えるためにも収支計画の見直しの検討をお願いいたします。

④業務実施状況確認

【単年度計画】

事業計画・目標	実施状況・効果
子育て悩み相談および子ども自身が相談できる体制づくり ・相談できる場所や環境の整備⇒情報の提供の場・不登校児等の掌握等	予約不要の自由来館のかたちを継続し、いつでも利用者と話ができる環境作りを行ってきました。時には児童センターに一人で来館した男子中学生の話を聞き、思いを受け止めるための居場所にもなってきました。
子ども主体の活動の構築 ・「子どもの権利」についての啓発	児童センター・学童保育所とも事業再開に伴って、 子どもたち自らが着々とイベント準備を進める姿が 見られるようになりました。活動の場の提供を今後も 進めていきます。
インストラクター・学童支援員の教育	児童センターおよびすべての学童保育所でコンサルタントの方立ち合いのもと大規模地震想定避難訓練を実施し緊急時の対応について確認しました。子どもたち、職員自らの命を守るために備えておかなければいけないことなど専門家からの意見が大きな収穫となった。

【中·長期計画】

事業計画・目標	実施状況・効果
総合相談センター(高齢・障害)にプラスして、気軽に相談できる場づくり(子育て相談) ・子育てに限定することなく、困りごとのよろず相談。問題を抱え込むことなく、関係機関との連携で対応。話しやすい、相談しやすい場所の提供をめざす。 Ex:家庭内の問題が子育てに影響を及ぼすことがある。⇒「母親の居場所づくり」 ・不登校児等の掌握等	子育てにかかわる家庭内の諸問題は、気軽に話すことのできるインストラクター・学童支援員とのやりとりがきっかけとなり、受け止めることができます。また、難しいケースは、相談者の了解のもと、専門機関へつなげることによって、解決の道筋を早くつけることもできております。 母親の気持ちが楽になることで、良い子育てへとつながることを期待しております。
子ども主体の活動の構築 ・子どもが主体的にあそびの企画を推進 児童の健全育成に関するサービス ・子どもの社会参加の促進⇒子ども参加型のセン ター運営会議の実施(子どものことは子ども自身が 決めていく)	定期的に(仮称)「子どもフォーラム」を開催し、子どもが主体的にあそびの企画を推進していこうとするものを考えております。残念ながら、コロナ禍の影響で集会を開催することは自粛しておりますが、子どもたち主体の企画、イベントを徐々に実施しております。将来的には、子どもの代表が運営委員の一人として参画し、意見を述べる場を設けることを予定しております。

TO FOR THE PARTY	
指定管理者	法人で事業展開している相談事業を子育て部門でも整備してまいりました。子育てでの課題をピンポイントとすることなく「よろず相談」とし、相談場所も、形式もはじめは特に改まった設定することなく、心安く話をするところから利用者との関係を築いてまいりました。職員は、聞き役に徹し、すべてを受容することとし、場合によっては、相談者の了解のもと関係機関につなぎ、課題解決を図ったケースもありました。また、子どもたちと接するにあたって、できる限り子どもに寄り添い、子どもの声に耳を傾け、子どもたちを中心とした活動を行ってまいりました。
佐倉市	様々な角度から相談にアプローチができる体制が整えられていると思います。専門機関との協力を今後も継続し、子どもだけでなく家族全体が安心して相談できる環境整備を継続していただきたいと思います。 子ども主体の活動についても、利用制限の緩和に伴い徐々に実施ができたようです。子どもたちの意欲も大変高いようなので、今後もぜひ継続していただきたいと思います。

⑤利用者満足度調査報告

実施方法等	【児童センター】 調査期間:2022年11月1日(火)~11月30日(水) 調査対象:南部児童センター利用者 調査方法:来館した利用者に対し、調査票を「小学生・中学生」と「15歳以上(高校生・ 保護者等)」に分けて調査を実施。
天池刀仏寺	【学童保育所】 調査期間:2022年11月1日(火)~11月30日(水) 調査対象:2022年11月1日現在の学童保育所登録児童の保護者および本人 調査方法:調査票を配布し、月末までに、無記名・厳封した回答用紙を各学童で回収
回答粉笠	【児童センター】 回収:退館時に回収(後日回収も可) 小中学生46通、15歳以上89通、計135通
回答数等	【学童保育所】 保護者アンケート:家庭数235件中 154件回答 回収率65.5% 本人アンケート:登録者数287名中 196件回答 回収率68.3%
実施結果	概ね良好

回答者の意見等	対応策等
【児童センター】	
心に寄り添った臨機応変な対応をしてくれる。丁寧 に接してくれて気持ちいい。職員の対応がとても温 かい。	行動規範の1つ「利用者の声や思いに真剣に耳を傾けます」をもとに対応を実践しております。
コロナ禍であっても自由来館だったので、行きたいタイミングで行けた。子どもの様子や体調を見て利用できた。 気軽に利用できた。 予約なしの児童館を探していた。	人数制限の影響で多少お待ちいただくことはありましたが、できるだけ多くの方にご利用いただくため、 予約制度を設けませんでした。来たい時、話したい 時、いつでもあそびに来れる環境を目指しておりま す。
2時間あそべるとうれしい。祝日も対応してくれるとう れしい。	利用時間の制限、祝日の開所等について今後の利 用者動向に応じ、検討してまいります。

【学童保育所】

大人数の中、もう少し広いと良い。室内あそびの際 に手狭に感じることがある。多学年で過ごすには狭く 感じる。建物に対して人数が多い。	保育室内のレイアウト変更など、出来る限り保育スペースの確保に努めておりますが、佐倉市子ども保育課とも協議し、子どもたちのためのスペース確保の検討を継続してまいります。
出欠確認の方法について、電話・FAXのみでは不 便。	施設のインターネット環境を整備した上で、連絡手段 を増やすなどの改善方法を検討してまいります。
国の定める基準に従っての現在の支援員体制に 少々不安がある。職員の負担もあるのでは。	支援員の対応・力量についてはさらに外部研修や内部研修を積み重ねることによって、支援員一人ひとりのスキルアップを図り、質の高い保育を目指してまいります。

1	指定管理者	どの設問も概ね良い評価をいただきました。とくに感染対策を講じた上で、児童センターの広いスペースで事業に参加したこと、学童保育所では季節のイベントを実施したことに好評をいただきました。 学童保育所の特にご意見が多かった課題に、「保育スペース狭隘化」のご指摘があります。実利用者数を見込み、定員を超えての入所許可は過密化を招き、逆に待機者を出すことは利用者のニーズに応えられないというジレンマがあります。いただいたご意見の中には、現在は環境、経費面から考えてすぐには対応が難しい要望もありますが、ご利用者様のご意見等、運営上の課題について把握しましたので今後はどのように対策をすればより良い運営が出来るのかを検討し実践してまいります。
	佐倉市	児童センターは概ね良い評価が得られていると思います。 学童保育所のスペース確保については児童数が増加している地区を抱えていることから大きな課題となっております。市としても更なる施設整備について検討を重ねていきたいと考えております。今後も施設利用者のニーズ把握に努め、満足度の高い施設運営の継続をお願いいたします。

⑥総合評価

【令和4年度】

意	見	記	沭	欄
۱ن۰۰	ノレ	пυ	~	TIT.

指定管理者

感染症対策のための行動制限がある程度緩和された中、子どもたちの遊びや生活の中にはウィルスとの共生がることを意識し、対策を講じながら運営に取り組んでまいりました。児童センターではイベントを実施するごとに来館者が増え、9月にはコロナ禍以降、31ケ月ぶりに月間の来館者が1,000名を超えました。学童保育所では今まで控えていた隣りの学童と一緒の企画を実施したり、子どもたち自らがイベントの準備を進め、満足し、「家庭に代わる生活の場」を楽しむ、日常の子どもたちの姿が多く見られるようになってきました。取り組みとしては微々たるものもありますが、一つひとつ段階を踏み、今後も利用者のニーズに応えていけるよう努めてまいります。

佐倉市

|児童センターでは利用制限の緩和と感染症対策の並行という難しい環境の中、利用者の増加という成果が達成されました。更なる制限の緩和により、コロナ禍とはまた違った対応の変化に苦慮することもあると思われますが。今後も利用者増加に向けた魅力ある事業、施設運営を心掛けてもらえればと思います。

学童保育所では施設の新規整備により待機児童の数は減りましたが、未だ利用ニーズは増えております。市としても待機解消に向けた施設整備を検討していきたいと思いますので、指定管理者として保育の質の更なる向上を目指し、努力を継続していただければと思います。

別記様式2

年度モニタリング[第三者(利用団体等)評価](令和4年度)

施設名称	佐倉市立南部児童センター 根郷学童保育所外6学童保育所	
評価者·団体	佐倉市市立南部児童センター運営委員会	

業務点検シート

評価説明	
S(優良)	適格に実施され、特に優れた成果が認められる。
A (適格)	適格に実施されている。
B (概ね適格)	適格に実施されているが、改善の余地がある。
C (要改善)	適格に実施されておらず、ただちに改善する必要がある。
- (該当なし)	該当する事例がない。または、評価することができない。

I 業務に関する基準

1 基本事項

開所(館)時間	開所(館)時間が厳守され、速やかに業務が開始されているか。	Α
管理範囲	管理範囲が厳守され、利用者を妨げることはないか。	Α
利用制限	正当な理由なく利用者の利用を制限していないか。	Α

2 維持管理業務に関する基準

清掃	屋内・屋外ともに美観が維持されているか。	
神師	清掃は利用者の妨げにならない時間帯に行っているか。	Α
環境衛生	環境衛生快適に利用できる環境となっているか。	
景観維持屋外の景観が維持されているか。		Α
備品管理	利用に支障をきたす状態のまま放置されていないか。	Α
	不足している物品はないか。	Α
修繕利用に支障をきたす状態のまま放置されていないか。		Α
安全点検施設内・施設外に危険箇所はないか。		Α

3 施設運営業務に関する基準			
利用手続 使用許可や利用料金徴収の手続きは適正に行われ、迅速かつ円 滑か。		Α	
利用料金徴収利用料金の額、支払方法、減免基準等について、周知は十分か。		Α	
	利用者への掲示物・案内等はわかりやすく用意されているか。	Α	
上 広報活動	各種広報活動により利用者への周知が図られているか。	Α	
	Webサイトは利用しやすく、適宜更新されているか。	Α	
意見等受付	意見・要望・苦情等の受付手段及び機会は適切か。	Α	
思兄守文刊	受け付けた意見・要望・苦情等を記録し、改善に努めているか。	Α	
相談業務	相談事業の利用方法について周知は十分か。	Α	
企画事業	企画事業の内容、実施回数、参加費の額は適切か。	Α	
Ⅱ 運営体制・組織	Ⅱ 運営体制・組織に関する基準		
1 実施体制に関す	1 実施体制に関する基準		
人員配置	業務主任担当者及びスタッフの人員配置は適切か。	Α	
拉油	職員(スタッフ)は名札及び清潔な服装を着用しているか。	Α	
接遇	職員(スタッフ)のあいさつが徹底され、親切・丁寧な対応がなされているか。	S	
2 運営協力体制に			
協力体制	関係機関、団体、住民等と十分な連携が図られているか。	Α	

総合評価

・新型コロナウイルス感染対策の影響で、児童センターを始め学童保育所も自粛した影響があったが、徐々にコロナ以前に戻りつつある状態だが…。児童センターでは、水道の蛇口のすべてが児童水栓に改修され、マスク、手指消毒、三密の回避に尽力された効果は大きい。また、共有スペースのテーブルや椅子もキレイになり、入場の際の手指消毒の徹底も効果は大きいと思う。又、おもちゃの自動消毒器購入も施設としては画期的!学童では、寺崎が拡大されたが、相変わらず手狭に感じる。夏場に向かい息苦しさ(ストレス)を感じざるを得ない。

・南部児童センターは清潔に維持されており、利用者も気軽に気持ち良く使用することが出来ている。

指定管理者労働条件チェックリスト

点検実施年度 : 令和4年度 施設名 :社会福祉法人 愛光

	チェック項目		チェック結果
1 部	は業規則 (労働基準法(以下法)89·90·106条、労働基準法施行規則	CD	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
1 854	法规则 (刀倒至华丛(以下丛)00°50°100末、刀倒至华丛爬门规则	(1)	(下), 成則, (0未)
		Ī	就業規則を作成し、届け出ている。
	常時使用する労働者が10人以上である場合、就業規則を作成し、労		就業規則を作成しているが、届け出ていない。
(1)	働者代表の意見を添付して、労働基準監督署に届け出ているか。また、		就業規則を作成していない。
	変更した場合も同様か。		常時使用する労働者が10人未満である。
		_	就業規則を作成し、届け出ている。
	短時間労働者について、正社員とは異なる労働条件である場合には、		就業規則を作成しているが、届け出ていない。
(2)	短時間労働者に適用する就業規則を作成し、労働者代表の意見書を添		就業規則を作成していない。
(2)	付して、労働基準監督署に届け出ているか。また、変更した場合も同様		短時間労働者を雇用していない又は正社員と同条件で
	か。	i	ත් බි
			常時使用する労働者が 10 人未満である。
2 🕏	- 労働条件等の明示 (法15条)		
	労働者を雇い入れる際、労働条件について、労働条件通知書、労働	Π	
	契約書、就業規則などの書面で明示しているか。[労基第 15 条]	l	
(1)	□明示すべき労働条件の内容	_	明示している。
()	│ ①契約の期間、②就業の場所·従事する業務の内容、③労働時間に関		明示していない。
	する事項、④賃金の決定・計算・支払の方法、賃金の締め切り・支払の時		
	期に関する事項⑤退職に関する事項		
	短時間労働者を雇い入れる際、①昇給の有無、②退職手当の有無、		m=1 -1.7
4-5	■ ■ ③賞与の有無、④短時間労働者の雇用管理の改善等に関する事項に係		明示している。
(2)	る相談窓口について、書面の交付又はファクシミリ若しくは電子メールによ		明示していない。
	る送信により当該短時間労働者に明示しているか。		短時間労働者を雇用していない。
2 24	う動時間 (法32·34~36·39条等)		
0 7	「 側时间 (左32.34~30.39朱寺)		
		Īπ	所定労働時間は、法定労働時間内である。
(1)	 所定労働時間は、週 40 時間以内、1日8時間以内としているか。	1 -	変形労働時間制を採用している。
(1)	別た刃側時間は、週40時間以内、1日0時間以内としているが。		
		-	所定労働時間が法定労働時間を超えている。
4-5	- 変形労働時間制をとる場合(1か月以内の期間の労働時間を平均し、週 40		定めている。
(2)	時間以内とする場合など)は、労使協定等によりその旨を定めているか。		定めていない。
	い。		変形労働時間制をとっていない。
	次のような時間がある場合、労働時間として算定しているか。		
	①交替制勤務における引継ぎ時間	_	# - 1 - 1 - 2
(3)	②業務報告書等の作成時間 ③仕事の打合せ、会議等の時間		算定している。
, ,	④参加が義務付けられている行事や研修等		算定していない。
	⑤出張先から次の出張先までの移動に必要な時間		
		 	英エー 押長している
(4)	労働時間は、タイムカードや適正な自己申告などに基づき、適正に把握		適正に把握している。
	しているか。		適正に把握していない。
(5)	休憩は、就業規則で定めた時間に、確実に取得させ、かつ適法である		適法に取得させている。
(0)	か。	_	適法に取得させていない。
(G)		1	与えている。
(6)	│ 休日は、毎週1回又は4週を通じて4回以上与えているか。 │		与えていない。
/=>	時間外労働・休日労働は、あらかじめ労働者代表と締結し、労働基準	7	労使協定の範囲内で行わせている。
(7)	- 監督署に届け出た労使協定の範囲内で行わせているか。	_	労使協定の範囲内で行わせていない。
	(7)の労使協定(36 協定)は、厚生労働省告示「時間外労働の限度に		基準の範囲内で締結している。
(8)	関する基準」の範囲内で締結しているか。		基準の範囲内で締結していない。
(9)	短時間労働者を含むすべての労働者に労働基準法に定める年次有給休		与えている。
	暇を与えているか。	Ш	与えていない。
4 賃金 (法24·37·最低賃金法4条等)			
	賃金は通貨で、直接労働者に(同意に基づき金融機関への振込みも		
(1)	可)毎月1回以上、定期に全額(税金、社会保険料や賃金控除の労使協	1	支払っている。
(1)			支払っていない。
	定に定めるものは控除可)を支払っているか。	 	++1
(2)	すべての労働時間について最低賃金額以上の時間給を支払っている		支払っている。
	<i>τ</i> ν°.	+	支払っていない。
(3)	法定労働時間を超える時間外労働、休日労働及び深夜労働をさせた	1	支払っている。
(0)	しきけ、労働甘淮江上の割増賃会を支払っているか		士 もっていない

	チェック項目	チェック結果	
5 法定帳簿 (法107~109条等)			
		☑ 労働者名簿を作成し、記載事項に漏れはない。	
(1)	事業場ごとに、各労働者について(日雇労働者を除く。)労働者名簿を	□ 労働者名簿を作成しているが、記載事項に漏れがある。	
	作成し、記載すべき事項に漏れはないか。	□ 労働者名簿を作成していない。	
		□ 分園有石澤を下成していない。 ☑ 賃金台帳を作成し、記載事項に漏れはない。	
(2)	事業場ごとに、賃金台帳を作成し、記載すべき事項に漏れはないか。	凶 貝並 ロ 恨を作成し、記載争 頃に漏ればない。 □ 賃金台帳を作成しているが、記載事項に漏れがある。	
(2)	争未物にとに、貝並ロ版を作成し、記載りへき争切に爛ればないか。	□ 賃金台帳を作成していない。 □ 賃金台帳を作成していない。	
	労働者名簿、賃金台帳及び雇入、解雇、災害補償、賃金その他労働	□ 貝並可帳を作成していない。 □ 保存している。	
(3)	カ側右右溥、貝並ロ版及の准八、解准、火舌相頂、貝並での他カ側 関係に関する重要な書類は5年間保存しているか。		
	対係に関する里安な音類は5年间体付しているか。	□ 保存していない。	
6 労	働安全衛生 (安全衛生法12·13·18·66条等)		
	常時 50 人以上の労働者が使用される施設では、衛生管理者及び産業	☑ 選任、届出をし、必要な職務を行わせている。	
(1)	電時 50 人以上の分割者が使用される施設では、衛王官連者及び産業 医を選任し、労働基準監督署に届け出た上で、必要な職務を行わせてい	□ 選任、届出のいずれかを行っていない又は必要な職務を	
(1)	るか。	行わせていない。	
	₩ 0	□ 常時使用する労働者が 50 人未満である。	
		☑ 衛生委員会を設け、月1回以上行っている。	
(2)	常時 50 人以上の労働者が使用される施設では、衛生委員会を設け、	□ 衛生委員会を設けていない又は月1回以上行っていな	
(2)	月1回以上行っているか。	い。	
		□ 常時使用する労働者が 50 人未満である。	
		☑ 衛生推進者を選任し、必要な職務を行わせている。	
	常時 10 人以上 50 人未満の労働者が使用される施設では、衛生推進	□ 衛生推進者を選任していない又は必要な職務を行わせ	
(3)	者を選任し、必要な職務を行わせているか。	ていない。	
	名と医正し、必安は職務を1170としいるが。	□ 常時使用する労働者が 10 人未満であり、又は 50 人以	
		上である。	
(4)	雇入時及び作業内容変更時に、労働者に安全衛生教育を行っている	☑ 行っている。	
(4)	か。	□ 行っていない。	
(E)	雇入時及び1年以内ごとに1回、常時使用する労働者に対し、健康診断	☑ 行っている。	
(5)	を行っているか。	□ 行っていない。	
(0)	健康診断の結果について、健康診断個人票を作成して5年間保存して	☑ 保存している。	
(6)	いるか。	□ 保存していない。	
(7)	健康診断の結果、異常の所見があると診断された労働者については、健	☑ 聴いている。	
(7)	康診断が行われた日から3か月以内に、医師等の意見を聴いているか。	 □ 聴いていない。	
(0)	ゆ 古 - N W の 外 田 ナ 半 科 ブ に 下 加 し マ い フ し	☑ 通知している。	
(8)	健康診断の結果を労働者に通知しているか。	 □ 通知していない。	
	常時 50 人以上の労働者が使用される施設では、定期健康診断を行っ	☑ 提出している。	
(9)	たときに、定期健康診断結果報告書を労働基準監督署に提出している		
	か。	□ 常時使用する労働者が 50 人未満である。	
7 法令等の周知 (法106条、労働安全衛生法101条等)			
	労働基準法、労働安全衛生法等の要旨を、		
(1)	①常時各作業場の見やすい場所に掲示し、又は備え付けること		
	②書面を労働者に交付すること	☑ 周知している。	
	③磁気ディスク等に記録し、各作業場に労働者が当該記録の内容を常時確認で	□ 周知していない。	
	きる機器を設置すること		
のいずれかにより、労働者に周知しているか。			
8 雇	用保険·社会保険 (雇用保険法4~6条、健康保険法3条等)		
(1)	雇用保険の加入義務がある労働者について、適切に加入手続を行って	☑ 行っている。	
(1)	いるか。	□ 行っていない。	
(2)	健康保険、厚生年金保険の加入義務がある労働者について、適切に加	☑ 行っている。	
	入手続を行っているか。	口 行っていない。	